

事業名	認知症対策事業費	財務コード (事業)	730416
-----	----------	---------------	--------

細事業名	高齢者権利擁護等看護職員研修事業費
------	-------------------

担当部課室	福祉保健 部 長寿社会 課 介護サービス振興 担当 (内線)	3134
-------	--------------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 H17 年度 ~ 終期 年度						
実施主体	県(委託)						
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に</td> <td>その対象をどのような状態にして</td> <td>結果、何に結びつけるのか</td> </tr> <tr> <td>介護保険施設等における看護の指導的立場にある者及び権利擁護を実際に推進することができる看護職員</td> <td>医療的観点からの高齢者権利擁護に関する実践的・専門的手法を習得し、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行っている。</td> <td>質の高い介護サービスの実現</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか	介護保険施設等における看護の指導的立場にある者及び権利擁護を実際に推進することができる看護職員	医療的観点からの高齢者権利擁護に関する実践的・専門的手法を習得し、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行っている。	質の高い介護サービスの実現
誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか					
介護保険施設等における看護の指導的立場にある者及び権利擁護を実際に推進することができる看護職員	医療的観点からの高齢者権利擁護に関する実践的・専門的手法を習得し、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行っている。	質の高い介護サービスの実現					
事業の内容 主に 24年度	<p>事業内容: 医療的観点から高齢者権利擁護の取り組みを行う人材を養成する。 対象者: 介護保険施設の看護職員 実施方法: 看護指導者養成研修: 年1回開催、講義・演習3日間(3人)、実務看護職員研修: 年1回開催、講義・演習1日間(41人) 委託先: 日本看護協会(看護指導者養成研修)、山梨県看護協会(実務看護職員研修)</p>						
根拠法令等	山梨県高齢者権利擁護等看護職員研修事業実施要綱						

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	研修参加人数 看護指導者養成 研修	3人	6人	3人	6人	5人	活動指標 目標設定の考え方 過去の実績数値を参考に算出した。 データの出典等 予算見積書及び実績
	実務職員研修	37人	45人	41人	50人	50人	
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			%			
成果指標	アンケートで理解できた と回答した受講者の割合	93%	100%	95%	100%	100%	成果指標 目標設定の考え方 介護保険施設の現場で働く看護職員に対し、施設における権利擁護推進に必要な専門的な知識を習得させるため、100%を目標とする。 データの出典等 山梨県高齢者権利擁護等看護実務者研修アンケート結果
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			95.0 %			
	決算額、予算額 (千円) うち一財額	253 127		276 138	406 203	373 187	
所要時間(直接分)	350 時間		350 時間	350 時間	350 時間	成果指標によらない成果 受講した施設職員から、介護保険施設の看護職員への研修は本県では例がなく、この研修により医療的な観点からの権利擁護に関する知識が得られたとの意見が寄せられた。	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	350 時間		350 時間	350 時間	350 時間		
人件費1人1単位:千円 (@2,050円×所要時間)	718		718	718	718		

これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 看護指導者養成研修については、施設内の看護師数の少なさや国の研修定員(50人)がある中でも、本県からは2~3名が受講していること、また、実務研修においては施設数等を基に設定している定員に近い受講があることから、ほぼ予定通りの活動量がある。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること 看護指導者養成研修については、受講者3名全てが研修を修了し、同年の実務研修において講師として伝達講習を行っていること。また、実務研修においては、研修受講者のアンケート結果で、各講義・演習を「理解できた」と回答した率が平均95%を超えていること、個別意見欄でも介護保険施設の看護職員への研修は本県では例がなく、この研修により医療的な観点からの権利擁護に関する知識が得られたとの意見もあったことなどから、意図した成果をほぼ上げている。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
無		

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。